

## 宇治市猫の避妊等手術補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、市民の動物愛護と適正な管理に関する意識を啓発するとともに、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持するため、市内に生息する飼い主のいない猫の避妊・去勢手術及び耳カット施術（以下「手術」という。）に要する費用を負担した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避妊・去勢手術 獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌猫の卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (2) 耳カット施術 避妊・去勢手術済みの猫であると識別するため獣医師による猫の片方の耳を V 字カットする施術のことをいう。
- (3) 飼い猫 人が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 飼い猫以外の猫をいう。
- (5) 対象猫 市内に生息する飼い主のいない猫で、この要項に基づく補助金の交付の対象となる猫をいう。

### (申請者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の費用を負担した者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、法に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫等の販売業を営むものは除く。

- (1) 市内に居住する 18 歳以上の個人又は、市内で活動する団体（代表者が市内に居住する団体又は、市内に事務所もしくは事業所を有する団体）。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）に規定する暴力団員等ではない。
- (3) 遵守事項を守る者。

2 遵守事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 飼い猫を捕獲しないよう十分に気を付けること。
- (2) 交付決定後も含め譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- (3) 対象猫を術後、捕獲場所に戻す場合は、その対象猫が生息する限り、トイレの確保、

餌の適正な管理等により周辺環境の美化を図ること。

- (4) 対象猫の捕獲、手術の実施、補助金交付の申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題について自らが一切の責任を負い、誠意を持って解決すること。

(確認者)

第4条 申請者は、対象猫を捕獲する際、その猫が飼い主のいない猫であることについて第三者（以下「確認者」という。）1名から確認を得ること。確認者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 捕獲場所周辺に居住する18歳以上の者。
- (2) 申請者と住所を異にする者。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象猫の手術に要する費用（以下「対象経費」という）とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、手術一件につき5,000円を上限とする。ただし、対象経費が5,000円を下回る場合は、支払った対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、宇治市猫の避妊等手術補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に手術を行った獣医師の証明を受け、提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 動物病院等が対象経費について発行した領収書又はその写し
  - (2) 補助金の振込口座を確認できる通帳等の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者は、手術を行った日から60日以内もしくは当該年度の2月末日のいずれか早い日までに市長へ申請するものとする。
- 4 当該年度の申請の受理は、先着順に行うこととし、前項に規定する申請期限前であっても予算の上限に達した時点で終了とする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、宇治市猫の避妊等手術補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）により通知し、交付しないと決定した者に対しては、宇治市猫の避妊等手術補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の交付決定を行うに当たり条件を付することができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金交付決定通知書兼確定通知書を受けた者（以下、補助確定者という。）は、交付確定後30日以内、もしくは当該年度の3月末までのいずれか早い

日までに宇治市猫の避妊等手術補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助確定者に対して、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 第3条第2項の遵守事項を遵守しないとき。
- (3) その他この要項の規定に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、宇治市猫の避妊等手術補助金交付決定兼確定取消し通知書（別記様式第5号）により通知する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、宇治市猫の避妊等手術補助金返還命令書（別記様式第6号）により期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。